

NCPグループによる

相続手続き支援サービスのご案内

佐原信用金庫では、相続手続きにともなう各種のお手続きを
提携先法人に有料でお任せいただけるサービスをご用意しています。
お客さまに代わって、様々なお手続きをお手伝いします。

相続手続き お好きなものだけ選べるサービス

1

戸籍収集・相続関係図の作成(法定相続情報一覧図の写し含む)サービス

故人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本（改製原戸籍、除籍謄本）の収集
および相続関係図の作成（法定相続情報一覧図の写し含む）をいたします

2

預貯金の相続（払い戻し・名義変更）手続き代行サービス

各金融機関での故人名義の預貯金の払い戻し・名義変更手続きを代行します

3

株式などの相続（名義変更）手続き代行サービス

各証券会社での故人名義の株式などの名義変更手続きを代行します

4

遺産分割協議書の作成支援サービス

遺産分割協議書のひな型作成など、遺産分割協議書の作成をサポートします

5

土地・建物の名義書き換え（相続登記）手続き代行サービス

法務局での難しい相続登記申請を司法書士が代行します

他にも相続税の申告等の多数の選べるサービスや
相続手続きおまとめサービスをご用意しています



NCPグループ

「NCP」とは New Consulting Partner の略です
ニュー コンサルティング パートナー



0120-905-245

※上記の問い合わせ窓口はNCPグループの窓口です

行政書士法人NCP / 司法書士法人NCP
税理士法人NCP / NCP社会保険労務士事務所
株式会社NCP相続センター

受付時間 10:00～19:00
(年末年始を除き年中無休)



佐原信用金庫

遺産分割協議書 後でトラブルにならないように

3年後…「俺は同意した記憶は無い！」

お前が勝手にハンコ押したんだろ！」

このようなトラブルはよくあります。

遺産分割協議書は第三者（できれば専門家）に作成してもらいましょう。

後日のトラブルを防ぐだけでなく、関係機関に対してもしっかり使える内容に整えます。



NCPに依頼すると、ご遺族で話し合った内容を法律的な文言に置き換えて、金融機関・法務局・税務署などで使用できるように協議書を作成します。

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

相続税の期限は10カ月 早めのご相談を

申告が必要なのに放置してしまうと

- ➔ 減額特例が使えなくなってしまう結果的に税額が大幅増になることもあります。
- ➔ 無申告加算税・延滞税・重加算税など最大で40%の加算となります。

長そうに見えてあっという間の10カ月

- ➔ 税申告のための準備期間を考慮すると本当に時間がありません。
- ➔ 期限間際で専門家（税理士）に依頼すると特急料金（加算報酬）が発生することもあります。

相続税を得意とする税理士（会計士）はごく一部

- ➔ 実績のある事務所に頼むのが一番です。



NCPでは、遺産の簡易査定をしたうえで相続税申告が必要かどうかを調査します。申告が必要な場合には豊富な実績を基に強力にサポートします。

死亡した人名義の権利証は既に効力なし

そのままにしまうと……

売却、建て替え、賃貸などはできません。

2024年4月から相続登記は義務化されます。(2024年4月以前の相続にも適用)

名義変更（相続登記）をすることで新たに権利証が発行されます。

※不動産登記手続きの大半は司法書士が代行しています。

- ➔ ご自身で手続きする場合には、通常4回以上は法務局へ通い、図面や申請書などの専門書類も作成する必要があります。



NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集～権利証の発行 まですべて代行します。

※遺産分割協議書への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

ご自身に必要な手続きを確認しましょう

No.	亡くなった人のお名義のもの	メモ	チェック
1	遺言書の有無	作成方法によっては、家庭裁判所での検認が必要です。	☐ 自筆で書いた遺言書がある ☐ 公正証書の遺言書がある ☐ 遺言書はない
2	生命保険	加入している保険が不明でも調べることができます。	☐ 請求済み ☐ これから請求する
3	預貯金	金融機関ごとに手続きが必要ですが、使いまわせる書類もあります。	金融機関の数 () 行
4	株式	証券会社の手続きは複雑です。慎重に行いましょう。※	証券会社の数 () 社
5	不動産	2024年4月1日より相続登記が義務化しました。 期限内に登記をしないと過料の可能性もあります。	不動産の数 () 箇所
6	自動車	陸運局でしか手続きできません。 ※軽自動車については軽自動車検査協会になります。	自動車の数 () 台
7	戸籍謄本の収集	金融機関や不動産の手続きのためには、 出生～死亡までのすべての戸籍が必要です。	☐ 収集済み ☐ これから収集する
8	相続税の申告	基礎控除を上回る方は申告が必要です。 簡易計算のご相談も受け付けています。	☐ 確認してほしい ☐ 確認済みなので不要
9	年金の諸手続き	年金事務所での手続き 厚生年金・共済年金に未加入の方は市区町村役場でも手続き可能です。	☐ 手続き済 ☐ これから調べる

※非上場株式をお持ちの場合は、株式を発行している会社にご相談ください。

意外に大変 預貯金・株式の手続き

金融機関は死亡したことを知ると口座を凍結します

→ 名義変更(払戻し)には、**故人の出生から死亡までのすべての戸籍(除籍・原戸籍)が必要です。**

この戸籍収集が
結構大変です。

金融機関へ(平日昼間に)何度か足を運ぶ必要があります

→ 金融機関窓口の混雑具合にも左右され、かなり骨の折れる作業です。



**NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集から金融機関との交渉まですべて代行します。**

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

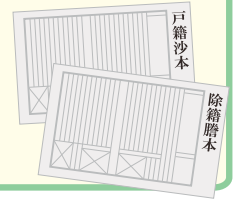
サービス料金一覧 ※消費税込

戸籍収集・相続関係図の作成（法定相続情報一覧図の写し含む）サービス

報酬

38,500円（経費別）

※ 役所へ支払う手数料、郵送料などの実費は別途となります
※ 取得人数5名様まで 1名様追加あたり3,300円（経費別）



預貯金の相続（払い戻し・名義変更）手続き代行サービス

報酬

55,000円（経費別）

※ 1金融機関あたり 口座数に関わらず



株式などの相続（払い戻し・名義変更）手続き代行サービス

報酬

38,500円（経費別）

※ 1金融機関あたり 口座数に関わらず

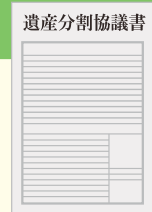


遺産分割協議書の作成支援サービス

報酬

38,500円（経費別）

※ 金融機関・法務局等で利用できます



土地・建物の名義書き換え（相続登記）手続き代行サービス

報酬

55,000円（経費別）

※ 1申請あたりの料金です
※ 別途で登録免許税（固定資産税評価額の0.4%または2%）が掛かります



遺産の査定／相続税の申告

- ご自宅の相続税評価額についての簡易査定

※ 佐原信用金庫ご利用者向けの特別サービスです



無料

- 相続税申告の税理士報酬

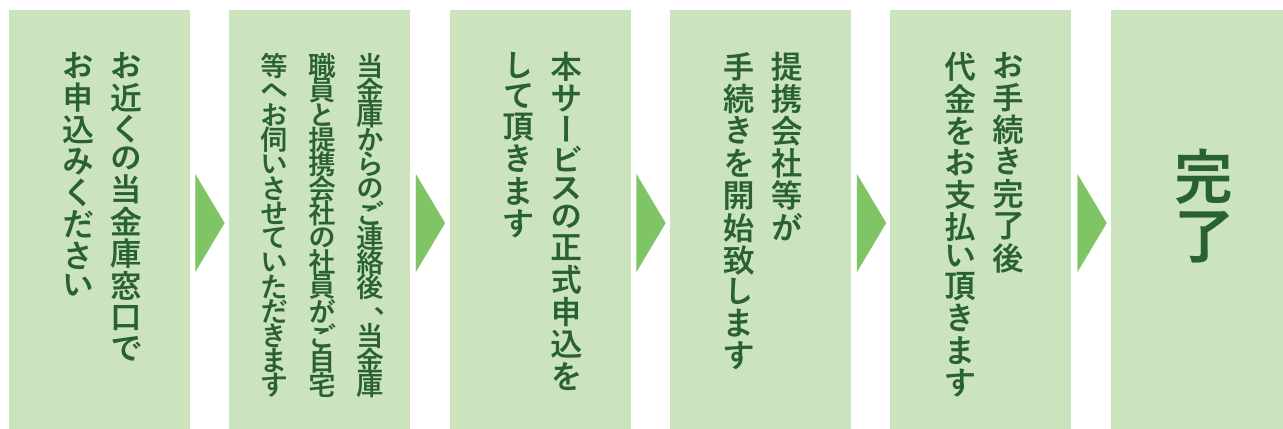


遺産額の0.5～1.5%

※ 遺産額や相続人の人数などにより変化します
※ 具体的な報酬額は面談時にご提示いたします（面談は無料です）



本サービスお申込み～お手続き完了までの流れ



本サービスをご利用いただくにあたっての注意事項

- 本サービスは、お客さまから相続に関する相談をお聞きし、相談内容に応じたサービスを提供する提携会社（行政書士法人NCP。以下「提携会社」といいます）へ紹介するサービスです。実際の手続きは提携会社とそのグループ会社または提携会社の紹介する行政書士、司法書士等（以下「専門家」といいます）が行います。
- 当金庫は、本サービスに関連してお客さまから取得した個人情報を提携会社に提供し提携会社は必要に応じてこれを専門家に提供します。また当金庫は、お客さまと提携会社または専門家とのお取引の内容等について、お客さまへの金融サービス提供を目的に提携会社を通じて、事業者から情報提供を受けます。当金庫はお客さまから取得した個人情報を、当金庫のプライバシーポリシーその他の関係規定に基づき、厳正に取扱いします。
- お申し出いただいた内容によっては、お引き受けできないことがあります。
- 本サービスは、その内容の一部または全部について変更、中断、または終了することがあります。
- 当金庫では、相続に関する紛争の調停などを行うことができません。相続のお手続きの中で相続人さまの間で紛争状態にある場合につきましてはお引き受けいたしかねます。
- 反社会的勢力の申込はお断りいたします。

ご相談は当金庫の本支店窓口または下記の問い合わせ窓口より承ります（相談無料）



0120-905-245

※上記の問い合わせ窓口はNCPグループの窓口です

受付時間

10:00～19:00（年末年始を除き年中無休）

佐原信用金庫

〒287-8601

千葉県香取市佐原イ525番地

【提携会社】

行政書士法人NCP

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-2-7

麹町ミッドスクエア3階

2024年11月1日現在